世臣傳　四

内閣文庫
和書
類
三一五七九 號
一〇 冊
一五五函 一二架

110

史 一二四

内閣文庫
番號	和	31579
冊數	10	(5)
函號	155	74

国立公文書館
National Archives of Japan

世臣傳巻之四

大關

大關藏人某男　本國下野　家紋切竹違

丹治房恭　岡野主馬　後氏改大關　治左衛門

房元　小三郎　淺左衛門

某　藤八　菅野金左衛門某　松平肥後守家臣　養子

女子二人　矢嶌清兵衛某妻　日夏吉左衛門某妻

某　權太左衛門　母丹羽八左衛門重次女

忠房　元禄二年七月有罪遁出家斷絶　今右衛門　母同上

相房　淺右衛門　今右衛門　實佐倉定左衛門政武二男

女子　今右衛門相房妻　實十河六兵衛某女

相喜　喜久治　權太夫　母今右衛門忠房養女　實十河六兵衛某女

女子二人　門澤嶌之介某妻　土屋喜左衛門有和妻

相兵　喜久治　母佐倉源五右衛門政氏女

女子　熊谷新十郎直衛妻

日本政府圖書

女子　吉田庄介方清妻

大関　附今右衛門忠房

市右衛門丹治房常ハ左蔵人某ヵ曽孫之父祖代々下野國小作ノ
大関右作守高増ヵ一党ニ而世々其子孫ニ續テ處ノ所ニ
至テ初テ会津ニ移リ上杉乃中納言景勝卿ニ仕ヘ慶
長十五年八月蒲生家ニ仕ヘ同寛永四年忠郷卿卒ニ
卒シテ後　傑俊ニ右仕ヘ南部乃地ニ而　四百石　民政先ニ
足軽と称シ而大関と名字ヲ改メ同八年十月南部ニ下ル
合五百石　同十二年江上洛乃砌被仰同九年会津乃城ヲ仕ヘ
参ラセ正保二年九月大槻目乃職を奉シ万治二年四月二日

年五十三歳にして死す也二男藤八某之　宝永二年月日侍のまゝ古仕也
此先房元か父の遺跡を譲り是也先の跡を　地と藤八に譲り也其　宝永二年六月別家ヵとのヵ百石
後藤斎伊兵衛金方の家は其の中ヵ取也之　今世話となりて不断病身ゆへ　嫡男儀
庄兵衛門房元　新右衛門に仕へしゝたり　初名元章にして　慈明院ヵ勘進し　宝永元
年十二月新ヵ百俵との組　百石　父死して家御跡継　二百五十石　延宝
元年六月同月ヵ加なる也　同六年七月二十四日四十五歳にして死す
其子二人二男ハ今右衛門　嫡房之嫡男権右衛門某父ヵ跡継　二百石
元禄二年七月罷有て遂出生なる也　大閤ヵ嫡流ヵ跡ヵ
矢野源右衛門三年のヵ侍ヵ方ヵ三ヵ場ヵ見ヵ乱ヵし無ヵ宮
田ヵ右衛門ヵ手と有ヵ三門ヵ呉の紅ヵ死ヵ此ヵ矢野ヵ権也ヵ
四ヵ小ヵ此ヵ権ヵ保ヵ源右衛門見ヵ来ヵ矢野ヵ房ヵ
待ヵ上ヵ養ヵ似たりとて二人ヵ百ヵ條ヵ也

今右衛門丹後忠房ハ某ヵ房元之二男之元和二年十月
慈明院ヵ仕へ（新ヵ七百中小姓ヵなる也）　月侍右衛門屋宝ヵ譲り也　元禄二年
十月ヵ庵院同月ヵ　享保元年十二月別ヵ
百石　同八年七月被命也　同十一年二月十六日ヵ死し也　其子
右衛門相房實ハ佐久間定武　左衛門　ヵ二男之　享保八年三月
侍のまゝ古仕也家を継て　百石　侍衛の被ヵ勘定のなり
ヵ進て其後被ヵ許也　宝暦十二年三月ヵ小姓同ヵ女
ヵ也明和元年十一月ヵの格ヵ被し　十五石となる　称加へられ也　百五　同
三年八月十四日六十二歳にして死す　其子権右衛門相若　宝暦ヵ

二月月俸にて召仕はる父小役を勤 百石 弱年より殿中にて勤
乃ち小役より小侍衆乃腰と為り安永九年十月勘定吟味
に進み二度目乃拝領有り天明元年十二月御勘定に進む 合百二十石
同七年八月御徒目付乃格に召出さる 御加増百俵 石の上に立る 寛政六年五
月依願小役を辞し同七年六月四日六十歳にて卒す
其子与良蔵相続天明元年十二月月俸にて召仕はる父死
して家を継ぐ 百二十石

村越

本國信濃
家紋井桁内五星

村越七郎左エ門貞安長男

源貞次 八左エ門 久右エ門 致仕号良慶
母村越志广某妹

某 与次右エ門

貞家 竹之助 久太夫

女子 山中長左エ門某妻

女子 平嶌四兵エ正可妻

貞慶 久右エ門 幸太 酒之丞
實平嶌弥五エ正良二男

女子二人 平嶌由三郎正名妻
上田金五郎義綱妻

貞明 久右エ門

某 兵内 久右エ門
實武谷五郎太夫重則二男
宝永四年十二月有罪切腹家断絶

貞久 久太夫 酒之允 致仕号了春
母沼间孫右エ門某女

貞書 与左エ 酒之允 致仕号了渦
實沼喜惣右エ門某三男

貞智 久太夫 与右エ門
母沼十郎右エ門某女

富祝 吉次郎 酒之允
實山岡常右エ門義陣四男

村越　附久左衛門貞家

久右衛門源貞次ハ七郎右衛門貞安か長男也貞安初
信濃の国桔路か中桝和田本の地を領して甲斐の武田ニ
仕へける貞次元ハ平林遠江守元を名字とし武を好み
武田の家ニ在て一生の戦功数を全ふす中にも強弓乃鏑
子遠くのゆるも称しならびなきを名とし天正十年二月四
所務数々ありける砌ニ至て一族所々等兼て心ざすとき
後矢射ける其年貞次ハ四男にて見目此ほとしと目後
ちからなく残矢をかけて吾家ニ帰りて有かゝる引帰しさとし

私しと四所の城溝と成寿しに此山よりも敵の旌旗を
ちらして越後勢をなたりしかハ遂に先途と見えけ
すなハち越後に於て上杉の家の子に村越志摩松之
とや申ものゝ人に其の名あり訪て出羽の国山形の銭に 一説ニ九才の
城ヲ志ゟ
すなハち欽し
志摩と倶に馳向ひ高名あり志摩ハ示ゆい先ゟ
以て切て入る敵の中に飛り寄たり其勢の事に手に
負ひ乍て既に死のうよと見えけるに貞昌志ゟより馳来り
当の敵切て捨おの馬に打乗し静々と引て入る様
志摩の自元財と家臣也ハさその附属として此家元広の

強と称せられる 後ニ村越ゟ家紋とす 其貞昌上杉の家を去りて陸奥国会
津の城主に住し其蒲生下野守忠郷に仕へて会津に
移り忠郷卒して 保科正之子孫に至る其後の地を賜ふ
四万石 貞昌年若ひ越のしまりをもし名をとゞろかす武勇謙信も
しらしむ其年の骨法をつのりす生年十七歳にて先鋒の軍に
従ひしより数度の戦に毎年と云程の事に及ぶ
乃名臣をいす元明より治古吉云ふ此也八所の城に住すのです
常に 御前より申出年寿の戦功語り出ともの記録
川の採集の上より初めて貞昌の伝するところ也

慶長五年　徳川殿上杉の中納言景勝を御退治有ゆへに打立せ給ふ
附タリ伏見城ニテ鳥居彦右衛門尉元忠らの討死の事
大坂ニテ石田治部少輔三成らの謀反により 其後 家康公御座を進め給ひ有り
伏見城をせめ落しける事

儀衛門 御上意を蒙り御入陪に参り貴殿の面目と申す也
〻る同年 京都にて生害す 其後の事ハ以下ニ記ス
〻る 儀に白石の浪人の内に物具の内に在るを見て
御在り出去るならん 行衛の所定めず 中にも其保ち
御所にて其のし六十程ありて 縁力を頼みて 貞享元年
其後かの浪人の内より

親に哀へ以お〻る寛文元年ハ寛文安元年四月 大坂に子息
小分ち譲り入道して 本所と号し 恙無く 御仲間と也
と入道して病死す 其後 去る所の事 在所の名を得

とりて 然るに病気になり 同十月廿日 江戸にて死去す
〻る其子息 与兵衛 其家を継ぎ 其後 宗門の事
とかく 京都 元和二年二月 御仲間 老中へ願ひ出 正月
十六日年 七十七にして死去 其子 与兵衛 父の
跡を継ぎ 元禄二年三月 六十七才にして死去 其
子 久兵衛 家督 二男 与左衛門 家を継ぎ 其元
禄二年七月 病死す 老中 其後 石高を仕る事
と称して 宝永四年十二月 九百石 矢部 与右衛門
〻年 其後 死去し 嫡流は 断絶となる

英宗しき年より久右衛門と兵部卿右衛門が格の事有りて訴訟に於いて事す
毎年しく伝来の儀は自分の所たる由候と申出せし出来せんとす此年
かくして以てより武兵衛五左衛門大右衛門又八郎衛門村瀬氏元弥兵衛は四郎五
左兵衛兵庫頭兵部衛門武兵衛平右衛門吉川将監誰何方へ久右衛門へ参り白きを人しと
其の分を以て理右衛門が為に八ッ一族として事成りしは右村五右衛門其道成る元円門行う
二人なしとて八助なる白せんと以かとのたしに家の星同右衛門ら八兵へ世の八
なりしてし元より候居るへんする候として物の年より節一つ年中
及び八右衛門ととも候と為せんは何なるにましとわたしと加なおかた兵部卿
方とて抱りる志しの証として毎しては純ら好む自力取りける作地と台所
相定所七右衛門行政は御浪人と記しかり取の間年はで村の地浅瀬を
ん年其のおきらすと其の御出より起しつなんと双方となりたる
すら村瀬兵部卿を始として世嘗のたくし引替して年ならし候り
ろうもるいとて二人の子の大ら我の服とをしきまみ御下知として御沙汰して行し八
まつに世の本京兵衛村に候の事その御すとて久右衛門と伊丹一等沽
将右衛門をみ自分ら参長徳り右所で出候に筋目にて出何方を年中や仕合
十月四日理右衛門自ら個々切りて兵衛門出大門十二月十五日沢沿の将者へ会ふ
又死にと相続りるもとり出八女や沢右衛門なる門ら事の始は沢藤ろう
一旦与へと兼と共にせんとに出し其乃右衛門死して後たとのへ何らんは安す

命を何しれとのにしなれとせし所とは又かくすらんと人のに沿るて
もらん口細としと足を且しわや此しは女の年乃四月八ケ自称して出しけるとかか
哀なる事にし
年なりしき

久作又源負の家にて久右衛門自ら又乃二男之寛永十五年
若附出子往人なり若友安元年四月父乃遺跡にて譲らる
百石 寛文八年御ら先の事ととも年二十四歳にして貞
享元年十二月十七日死しとぞかくける此人田舎に人となりて堂上
乃礼式なとかいとわかりの年は若年にと聞えす其世間に於けん人乃弟
たちて年をえかからしに僅らの人たまりて当世に於ける
こそのかく射藝乃名誉世に於し作ちなる事と一番棒

と定む此人の生るゝ時は大番にありし貞之延宝五年八月
月俸のまゝ百俵を賜ひ家を継て　百石　同年の職務をつとめ
来と同元禄十二年三月作事に依て八丁堀乃邸を守り
假番に在年切川の二年にして職を許されて御蔵高
金山乃奉行を勤め東山林乃奉行を兼ねて享保七年二月致仕
す
可まゝ中にて老養の料を賜ふ同十二年七月死す年七十
まゝ死す大番与頭貞之か書院番に沼間某　寺号　の二男初
元禄五年七月　生る　養子　乃中小姓小十人より同十四年十二月
小姓組にて大番にて貞之か養子となり父の譲りを受て　百石　継
杉田五井の居より勤むるにより小普請に享保十八年八月
致仕し可滴と号し老養の料のち寛保元年正月元
日に死し然大番貞之又実は平岡良正　浄号附　の二男之
享保十二年二月月俸を賜ひ同六月より小姓組に百俵にて家を
継て　百石　倭頼より小普請に入延享三年七月切米をもて職
を謝して　寄合　石のまゝ寄合に入る二百五十石の　明和四年
七月十二日死す大番に世に貞之寛延二年九月
月俸のまゝ百俵にて父死して家を継く　百石　大番に酒寺
富田貞之か嫡子　十六歳　四男之安永五年二月月俸のまゝ

〆古仕る

吉田

本國近江
家紋丸ノ内洲濱

佐々木源三秀義末葉吉田上野介重賢入道
道寳四代勝左エ門重房嫡男

源繁清　勝介
　一云重清

某　仁左エ門
　弥兵エ

方清　郡介　三郎　後吉田庄助
　母郡嘉内某女

清信　長十郎
　母大関義左エ門房元女

女子
　早川孫之進某妻

以方　伊之八　轉　致仕号悦翁
　母三浦藤兵エ義門女

某　段九郎
　三浦半兵エ某養子

女子
　大嵜狄右エ門某妻

女子
　三田新左エ門保福妻

政陽　午之丞　庄助　離別
　實原太右エ門胤昌二男

清賢　初芳徳　勝之進　轉
　實山岡仁右エ門芳叔二男
　養子

女子
　白岩与藏義勝妻

女子二人
　揖田太仲亮功妻

吉田

庄助源重源ト近江國の源氏佐々木源三秀義の末孫吉田上野介重賢入道道宝（上野介を譲りて方雄 又出雲と称せらる）十四代続て内膳重房の嫡男也中比の先祖上野介重賢をもて旗の流に日置弾正正次に随ひ家の奥旨をきはめたる射道と号して名誉古今に並なき人なりしかるに其子出雲守重政（一三方卿又豊前守と記せり入道 一鴎斎と号す）箕裘の藝能練功をつくし一族なりける佐々木右京亮賢入道葉頗の麾下に何りしか兼頗とも亦重政に就て射法を学び彼か下に可従事らといへども力なく心行かぬをいはは許せす

入道と號して弓術の師なり中にも此ハ重政四代乃
子孫なりけるにや越前の守護朝倉か許に行き事を尋て
朝倉か右の弟年々伝授を受く其後入道頼の本意に叶ひ
多附して返へしハ重政再び本意に叶ひ弓の法の奥旨
悉く伝へ弟子ともありけるにや吉田重賢天下に阿り
けるに此業殊さら其の流れ世に広まりける年より
諸家に弟子乃魁首たり其子入道其業を継ぐ嫡男出
雲守重高 一子豊後入道して雪荷と号す 二男出羽守重綱 入道雪荷と号す
子孫 相伝家に伝はるとかや
すむ此流雪荷流と称し 一二男周防守吉田周防守子孫江戸町重房其
しても伝ふ諸家に行

子にて父重賢に起りて雇流を世とし父祖の業を受け伝へ年村
蓮花寺国にまさに記す 重賢初め八幡山庄宇氏今細川に仕へ其家亡びて後
傑作より其子に属し 二百石 其子の後を継ぐ寛永十七年
に上洛の時作に傳へ同十七年今川の時大老なる文安三年
七月十八日病みて死す其子孫家督を継ぎ東光寺安元年
時中小姓に百石給ひて家を継ぐ 百石 寛文六年三月守正の
名と成りて 阿部 加増 地加への知 二百石 同十四年四月十八日死す其子庄兵衛
父に継ぎ 百石 其後切米の年と自り元禄八年八月
世子 嚴松 乃中小姓同年となり正徳五年正月十九日死す其子

長年所務信正徳四年三月月俸の事にて古佐也家を継く
（八十石）享保二年五月に小姓に召され大番職を許され同十
五年十月十四日三十六才にして死す女子幼く江戸に父の跡を継き（七十石）
に小姓に古佐也大番 老公（天嶽公）に附され後小納戸の事務
同年宝暦五年十一月に帳前の職に進て（百石の）（ことなる）家禄たまはく
職御事也（是上直朝上修行年 有るに依りて）修行により後職より玉井大概美の
名を継く安永二年七月 云子（長臣朝臣）乃傳となり同八年
十二月隠居（名百石）孫子百石を長く賜す其のみ作りしと
其後天明六年二月職を免しと嘗り新知行乃拾之

叙し寛政二年二月近仕しを竈児前を代し老大事に拝
賜り同六年九月十二日年七十二才にて死す其子能く遠江守
實に山居とす叔（仁左衛門）の二男女喜と云る事也初て安永九年七
月云子（長臣朝臣）乃近習小古佐也大番職を許され後江戸に開
と賜り百石を譲らる 百石

中澤

本國越後
家紋三ッ星三ノ字

中沢石見守新男

- 源重綱　甚七郎　仁左エ門
  - 孚　源五郎　致仕号ノ常生　母天官但馬某仕芦名家女
  - 作　久右エ門　仕本多越前守後住松府
  - 某　一友左エ門　仕本藩
  - 知雄　神谷傳兵エ　仕内藤家
  - 僧　久能山松岩院
  - 某　治右エ門　初仕石川家
- 照　傳兵エ　又助　致仕号古志　實仁左エ門重綱二男
  - 継　小兵エ　實齋藤喜兵エ時盛二男
  - 女子二人　養子小兵エ継妻　實同氏久エ門作女
    白石千八爲渋谷妻　實岩瀬半右エ門某女
  - 興　源次　仁左エ門　母又助照養女
  - 女子　山田三郎右エ門某仕松平大和守妻
  - 浩　初名佐原太刀之進　常右エ門　治部左エ門　仁左エ門　母原七郎左エ門某女

女子三人
中沢三郎兵エ正常家 仕内藤妻
伊東六左エ門某妻
中沢又助照養子配養子
小兵エ継

某
文右エ門 改易

夕
道可
仕内藤豊後守

照
又助
名元源五郎 石子養子

女子
十河五右エ門某妻

保明
隼太
滝山甚介道談養子

女子
馬場丹治敬明妻

某
多熊 早世

撲
初武 一学 七郎 鼎
母竹田宗圓某仕松平越中守女

女子
小野傳右エ門義武妻

休
一学 又助
母高松官左エ門士嘉邦女

友
巻藏

女子
井上要人正餘妻

中澤

仁科門源重綱ハ中沢石見守新ノ一男也石見守新ハ會津
猪苗代乃地三百貫を領し芦名か家乃旗下也しかとも當時ノ
名を得し勇士なり天文十一年八月動功乃賞として證書附
て同国南の山五十貫乃地を与へて家以後の事詳ならす 仁科門重綱ハ嗣甚七
所と申し蒲生飛騨守氏郷ニ仕へ父ノ考ヲ以別のとの
一生の事を書数と記す廿六年より天正十九年九十乃礼ニ説之
重綱ハ以先の事ヲ勤仕寛永中首藤ナと追てし小兵一人
仰なりし本家ニ死せん時ハ重綱右の役志なかく小寛永年中ヲ度来とて

せすして其功を以て組に加ふ二人首をとりて本陣に同道して長谷川勘
大不蔵たる忠世一所にて敵二人を討のち仁右衛門と名乗しときよ
にかる寛永四年下野守忠職卒して後 傑俊公に仕
百余年あまり日重洞元来寛斎の男にて人殊に齢を傾きて七十にをよふ 傑俊公彼か武勇のほまれを聞召て
おもむきてより後信用かれか力を出して仕
ふ百性しなりともして子孫迄
しては家の名誉也と云て評判に従ひ侍る 三年積して七十九歳正保四年五月
六日突然として死す其子源右衛門重文父に継き 廿年 石 寛文三年八月死年
乃其後にて其家職を許されて延宝六年四月致仕して老
生をおくりし宝永六年正月十七日年八十八にて死す嗣子なきに
ハ名弥月照を養子して家督を譲る又助照享保二年十二月嫡孫小兵衛を

以て百俵の兄の嗣となして譲りをなさしむ 廿年 石 延宝八年閏月
蠟燭及麻網等乃率ととのへし宝永七年二月致仕して
古人と共にし享保十六年八月終る年九十一にて死す初め
弥藤治盛 喜之助 の二男を養ひて嗣とす小兵衛継と号す元禄
七年三月月俸のうち石俵を其後改税の半減により家
光達して正徳六年十月十九日卒年九十七にて死す其子仁右衛門興
祖父の嗣となりて家を継き 廿年 五石 寛保二年二月武藤の者より
となりて其後楮の半減により宝暦十二年六月十二日六十二にて
死す其子仁右衛門浩元文四年十二月月俸のうちより石俵を其後

此小姓組付として出家と號して 七十石 寂菴と號 小納戸中川

乃家に入てその時隠居して 百石のところとなる 安永二年十一月寂菴乃

職に補せられ 此時中奥乃様子に進て 二百五十石のところを進せ 其後此時中奥の職を

なり 後に職を辞して言 石のところとなる 同九年十月職を辞して出家して天明元年壬五月

家乃まゝ嫡男に譲らんとす事ありて病に依て安永九年の

切方後なくして先のごとく布衣と如くし 合百石 明和二年の五月頻て

辞して此辞し後出家して寂菴と号して料物にて其子某を蝶菴と号し

寛政二年五月廿六日七十三歳にて卒す其子景樸 寛政九年七月

ます童稚にして附 世子 維の屋の御例に百石仕進 同十二年十月

仕小僧して元服し明和八年十月此小納戸の職に進て其職を免 後

されて父致仕して家を継 百石 月末の屋と號して郡寄小進

百五十石のところとなる 寛政二年九月江戸本丸の職を去る 二百五十石のところとなる 同五年八月

布服加へる 五十石 其子又助休天明五年十一月月俸の下に百石加任

し其後父の後と家月俸を加へる 宮 此小姓と號して此小姓見習と

成る二男巻菴立たり 寛政六年八月小中 小姓小仕家

小形
本國陸奥
家紋抱柏

五十嵐和泉守道春七代掃部介道忠長男

藤原道長
五十嵐伊兵衛　後改小形

重次　勘介
延宝七年三月有罪切腹家断絶

女子二人
石橋杢左衛門貞包妻
梅原彦八某妻

繁道
五十嵐喜之介

女子
毛利兵左衛門某妻

繁孝　伊兵衛
母佐々伊織正信妹

女子
太田茂左衛門某妻

繁照　宅之丞
實渡邉良圓貞永伊達郡保原医師男

女子二人
宅之丞繁照妻
右同人養子配喜之助道固

道固　忠藏　喜之介　致仕号静斎
實矢野喜兵衛高方三男

女子
喜之介道固妻實伊兵衛繁孝女

道顕
　　傳左衛門　喜之助
　　實ハ高根孫右衛門正永二男

女子二人
　　喜之介道顕妻
　　高松幸左衛門敬明妻離別
　　再嫁丹羽競延年

道治
　　繁次　良英
　　熊田益庵元信養子離別
　　後他系

道純
　　金吾　備　傳左衛門　喜之助
　　母喜之介道固女

正道
　　兵次
　　吉田兵馬正種養子

道教
　　紋三郎　早世
　　山田善右衛門正親養子

信順
　　称道忠　金吾　傳左衛門　喜之介
　　母玉川四郎左衛門某女

女子三人
　　横田太仲亮功妻
　　善性寺　曲坊守
　　野田亀之進政忠妻

小形　附五嵐彦大夫繁道

伊兵衛藤原道長ハ五十嵐掃部介入道道忠か長男也道忠ハ七
代乃祖和泉守道重初ハ会津乃芦名ニ仕へ伊南宮田
の城を所して子孫多代を経て道忠ニ至り天文の頃常陸に居
伊達大膳大夫政宗ニ見えて国を争ひ戦ふ事年を重ね
天正十七年六月摺上原　今ほとの　乃合戦ニ芦名義広打負て
常陸ニ落て後ハ道忠ハ入て政宗ニ従ひ後家ニ
道忠ハ陪臣を嫌ひすて侍なりしか旧主乃恩を思ひて前の
余類と語らひ己か宮田の城ニ籠りて政宗ニ背きけれ

大軍と引合し妹の軍勢押よせける妹月傳十二百人にて
追懸しかは思ひ切たる家老の者とも橋爰にてこらへ
蔵人手の者数人うたれ討死を味方にてやめの勢共を強
負ける也八月廿四日卯の一點に道家討しけるもとんなき
悲しむ伊東備後入道長高有に妹弟と同道してゐ庵主を保
守ると伊東右衛門方にて従者に流ぬ覚永四年の暮
守高伊勢守に申して　傑僧公方に仕へまつり　百五十石　同六年九月
此躰の事にて成し百余石と也て　慶長　正保二年八月に仕へし
同四年四月十九日に死去其子二人有二男は五十石前名養繁

道之嫡男勘介幼名次又ら也の番代となる　百五十石　延宝七年十二月廿三日
永田五郎右衛門と申者の本方にて死去の跡目ゆえ無之
喜之介若年ゆゑ道繁方に預け　元文年中に改　伊東備後道長二男之助とけ
なまり付　然而公方に服し年寄組三年十二月の事に
と嫡也　百石　貞享二年十二月大御所の後後に元禄四年
十二月廿日死す其子伊東備繁奉元禄四年八月御徒の
と申傳之父死しては家督と継き　百石　元禄十六年二月山城の本
と申す其後役と免され宝永四年十二月廿日死す子なくて
しかは依て備後正良圓　伊東右衛門保　保左近衛門　二男藤之助しとす故に道繁

然ところ父ノ道將と隔り　百石　無役なりし宝永七年十二月十四日
十七ヶ年ニ而世を早うし死ニ臨んて先坪高方　兎三郎　ノ三男養
子ニ家督せんと申坪ニ而せしか八代免しなく家ハ無名
道円弟なり　道円家督と號し　八十石　諸作半ノ者ゆる時勢
の居ニ而時し延享二年八月勤学の者りとなる　百石の者となる　同三年
十二月物加ヘ也　石　二十　寛延元年　大洞公ニ謁し　若佐伊賀
南山大川ニ浩堂ヘ也の者ノ附道円共ニ来とノ申し而日ヘ及
高人等　状大人と　十人之　ノ許ニ中ニ有て道円官庭ニ召て古人
筈ニ其理と決せて承庶ニ高人等ノ無事ニ落置かし哉

道円ちり之き分ニ移り　下し中ニ記さ状残ニ来ニ出す状て
帰りたり　谷店感侍さし寸其ノ石乃功と書せニ而年毎ニ
出張称す　年ゝ張と　と於ゝ記ゝ者の記る趣ニりして道安法号之徳ニ
勇なりし法手ニ弟と起して宝暦二年五月西派と加へ　ノ也
五十石　同二年十月新ニ者りの職ニ進て同六年五月蒙を兵
あの者ニとも同十一年八月廿八職と號へ同十二年八月
西派と加ヘる百石　石二　明和七年十二月御仕して静斎と号し
老年家ニ而科揚ノ安永元年四月十五日七十六歳ニ而死
しかしてこれ今道形安人と云云張西の　孫太門　ノ二男なり

享保十九年正月　小石　梅陽院殿　小済にも庶家の
出自なるをもて後藤近江守兼房は金銀出納等の職を掌
宝暦十二年十月勘定の事りとなりて庶子の事を家
司り諸人の取りて進て　白石の高知より　若年より庶子とする　明和四年八月請に信濃
職を申さるといふ父祖仕しても家をつき　二百石　安永元年
六月支配の手ぬき二百石となり其子彦左衛門道純宝暦二
年十二月月俸ありて僧の判をなす　同十二年十月没
西しのちにも八月俸来るも後祖父道定の年来の
乃号有る半をも且石也別乃心情をかうして再び石仕也　父

死して家をつき　二百石　安永七年十二月山林乃半にて事
同九年十二月朔に二年九月として死せし其子彦左衛門信順父
子継ぎ　二百石　寛政二年正月金銀出納乃半にて其
後病に依て職を申されし家

吉川　本國不詳
家紋　都櫻

宮内正親男

大江正武　左馬之助　造酒之助

正清　左之介　造酒左エ門　權左エ門
致仕号定休

女子　関彦之丞某妻

正和　運八　造酒左エ門　造酒之助
權左エ門　母佐々彦助某女

女子　駒塚茂兵エ某妻

正賢　多門　藤右エ門　權左エ門
母安部井又之允良休女

右　乃人
渡邉庄左エ門貞ゝ養子

正甫　權次　早世
實武谷五郎太夫重則四男

正伸　三之介　藤之進　藤左エ門
權左エ門
實木村清左エ門智正三男

女子二人
養子權左エ門正伸妻早世
片山茂兵エ某妻茂兵エ死後
嫁森与惣左エ門某
實上沢清兵エ某女

正孝　藤之進
母黒川庄右エ門成房女

正貞　直之進
佐久間平確政敏養子

女子　佐野惣左エ門正辰妻　再嫁小柴貞安屋之

女子二人　毛利惣藏良春妻　離別早世
鈴木十左エ門某妻　號加悟家(?)

椿年　鉄五郎　橋本宗針　廃号宗養子

正郷　宗因

吉川

造酒家太田正武ハ宮内正親か男也初ハ蒲生下野守忠郷
朝臣に仕へて會津に住しけるか寛永四年の春忠郷朝臣卒
しけれハ　保科肥後守正之の中にまゐり　二百石　同十二年中上落の附
尾張家にて門五年と云付乃成りと申付正保二年八月
朔日病して死其子権右衛門正信父か跡を　百石　浅残るの
其後に勤定のをりと號し貞享元年六月江戸の年
と聞ゆ　其後も吟味　称して　改名権兵衛と悦して元禄十六年七月致仕
定休と号し老後の科福の寛永四年十月十六日卒年八十

女子ハ死す其子樫尾内匠元禄五年三月月俸ヲ以て
召仕はる其後　世子（家重公）の御小姓となり家督を継く（八十石）
正徳五年　四月故ありて職を辞す享保二年八月職免
させられ同五年四月廿一日四十八才にして死す婿子樫尾宇兵衛
宝永五年三月月俸を以て召仕はれしか同七年六月十一日
父に先立て死し然るに六本村智正（同左衛門）か三男嗣子権
左衛門正伸先世享保元年十二月月俸を以て召仕はれ家督を
継く（七十石）御本丸の手廻目付其後世子なり長寿乃邸を守
り候事ある年を経て職免しと貰ひ寛延二年十月

武庫の番となり宝暦三年正月五日五十七才にして死す其子
樫尾内匠正億延享二年十二月備士の列に加ハり且孝恭（天嶽公）に
召仕はれ家督を継く（七十石）旅宿の番となり明和元年四月勤
学の番となり小将し（後百石を加へらる）其後老に依て職を許されし安
永七年四月九日五十才にして死す其子藤之進正孝安永三年
二月月俸を以て召仕はれ家督を継く（七十石）後同年乃職中となる

村嶌

本國近江
家紋釘貫

村嶋甚左衛門長保五男

藤原正保
内右衛門　清右衛門
母伴太郎左衛門李風織田家臣女

可保
新八　小兵衛
母日野喜右衛門正家女

正秀
甚助　氏改伴　甚平
母同氏小兵衛可保女

道安
半左衛門
長岡平左衛門道明養子

女子
高根甚五左衛門寿武妻

正數
甚八
實大瀬与次右衛門某男
享保三年二月有罪家斷絶

保好
軍八　清右衛門　致仕号友我
實山岡法庵義重三男

女子
養子保好妻
實甚平正秀女
堀治太夫當陽妻

保總
政之助　軍八　清右衛門　苗右衛門
致仕号栗山
母青山久左衛門正勝女

女子
大嶌登之助義信妻

保修
友弥　軍八　能登三流
實瀬尾源右衛門利勇二男

道保
軍八　甚七郎
母和田要人清明女

国立公文書館
National Archives of Japan

女子 三人
養子甚介正數妻
村嶌軍八保好妻
早川平六智宗妻

村越 附甚兵衛正秀

清右衛門藤原正保ハ甚右衛門長保か男也 其保初メ蒲生
飛騨守氏郷ニ仕ヘ江州日野ニ住ス 正保ハ某ヲ
及ひ蒲生か家亡ひて後浪人ス 保傳か子か仕ヘ 二百石 のち 寛永十年
江戸ニ召出され仕へ 後十一月九年會津の戌十にて仕ス 播磨
元年十一月百石加増 五十石 二百 萬治元年十月十六日五十七歳にて
死す 其子二人 二男は甚兵衛正秀之 嫡男小五郎可保兼
寛文二年 月仕ヘ 家を継く 十石 百八 俸貢の職より
寛文十二年三月 の職ニ進み ... 職と

許されぬ元禄十一年七月二日六十二才にて死し出其子依
右衛門保好父に継て 百三十石 実は山本氏弟董 徳庵 之三男之保好
後弱年より此職より八丁堀乃邸を守り享保十九年三月
江戸留守居役を被て 百五十石 石田ある 其職を許されぬ元文二年正月
萬保の事よりとなりし寛延二年十月嫡男に家を譲り入道
して友家と号し宝暦五年十二月廿二日七十六才にて
死す其子苗右衛門保総享保十七年正月月俸のみにて
召仕ぬ同十二月御末の事をとりし家を継て 百石 同年の職
にありし其職を許されぬ天明元年十二月下役を加へらる 合百二十石

同三年致仕して更山と号し老衰の科により寛政二年
十月四日七十八才にて死す其子能登右衛門保俶実は勝尾
利称 原右衛門 之三男之宝暦五年二月月俸にて召仕ぬ其
後西諸学の職となされぬしに父に先立て明和五年七月
十五日三十二才にて死す其子孫七郎道保誼父を嗣とす実
安永五年二月月俸のみにて召仕ぬ同八年九月西小姓に有
されぬ家を継て 百二十石 其小納戸乃職より御末乃事をとりし
再び西小納戸乃職を命ぜらる
其五段落原正秀之清右衛門正保之二男之初名八伴其名と

名字之　母出合ニ付右仕置元禄二年九月別ニ五百石
百石　宝永五年三月御役ニ其子某名正数父ニ相続　百石
寛文太膳某　弥二右衛門　ノ二男之助但某年十一月小濱乃居とたり
享保二年十二月安保勘右衛門下河辺廣右衛門ノ孫某嗣市原
奈某也　明ニ四年ニ五々之被ニ出来ニ付テ家絶へ也

梅原

本國近江
家紋八ツ花形ニ重餅

菅原某　大膳　弥惣右衛門

某　久之允

某　久兵エ

女子　西尾佐左衛門善近妻

某　浦右衛門

某　忠右衛門

女子　宋五右衛門某妻（源）

某　浦右衛門
延享十二年八月有罪改易

某　半右衛門　弥惣右衛門　致仕号不残

某　少左衛門　彦八

某　武太夫　洞入
母長野道朔矩久女

女子四人
長谷川左益某妻
守山半右衛門某妻
松田政之丞熙包妻
佐野与惣左衛門某妻
實長谷川左益妻

某　兼八　彦八
母伴角左衛門良正女

某　藤太夫
祝殿兵エ某　杉平山城守臣　養子

女子　養子軍太兵衛愛當妻
實ハ伴久平次直正女

愛統　弥三郎　軍太兵衛　幸八
母彦八某ガ養女

愛董　午之介
舎兄軍太兵衛愛統養子

清　弥一郎　弥惣右衛門　致仕号梅小
母丹羽作左衛門重成女

某　直右衛門
母同上

女子二人　戸城傳左衛門安盛妻
月岡源五左衛門某妻

清親　金弥
同姓弥惣左衛門某養子

彌包　早之進　新吾　致仕号梅翁
母家女

恭近　喜代治　後離別
實ハ成田外記右衛門正識二男

愛當　郡太　軍太兵衛　致仕号拙石
實ハ平十嶋弥兵衛良正二男

愛董　午之介　幸太　軍太兵衛
實ハ軍太兵衛愛當二男

愛忠　八十之介　軍太兵衛
實ハ玉造弥兵衛久達女

清親　金弥　弥惣右衛門
實ハ直右衛門某長男

清茂　半右衛門
宝暦十三年有罪改易家断絶

正積　直之進
大谷十郎兵衛信積養子

久疇　幸次郎　弥左衛門
實ハ設楽助左衛門旨義二男

梅原　附　新五郎某　久之丞某　彦八某

大膳昔原某は近江国の人蒲生氏郷朝臣に仕へて
後に六條の住人となりしより其子某は梅原治左衛門某と
一族よりわかれたる濱松の扶持をあたへとられ 二十石扶持の宛行なり 寛永四年の秋尾張守殿へ仕へ
後年―嗣なくして某は水澤の家の絶えし時
傑僕公に仕へたり 二百石 中軍の砲術を命せられ 同十二年已上
洛の住人―同五年耶蘇の邪法を信するの由訴へたるの
有りし近六郎と言ひ官廷に召出されて相違なく申し
罪なきに依り―一子某郎 明暦元年十月本所安藤の

半七　清右衛門　大坂の与右衛門に出し時妻子并あり召抱へ候[illegible]八百匁六十石給候此時召出され其後死去の
女なり　傳佐云
の御姪なりとぞ　此人智恵も有才能も備りたる者也といへり此よりの
三代のち孫左衛門也　讀なり常に其家の職也有りしとぞ世に
て語り傳ふ半左衛門の後寛文五年十一月九日死す其子二人
阿り一男は五兵衛八右衛門之婚男清左衛門某筆頭元年月給頭に召
仕也　五石　父死して家を繼ぐ　三百石○新参の士大勢と共に八十石を減せられ
り然るに父の時の如く清左衛門此人に不滅にて許されたり
扶持して其の後ゝ寛文九年閏月に死す是其子大炊先祖の
隠居を継で也元禄元年十一月に仕へて百俵を与へし同十年
五月十五日死す男子二人有一男大炊右衛門某天和二年十二月小姓

小姓に召出され也　月俸三口　米十六石を給ふ　其後小姓頭となり享保五年十二月
に二百六十石を賜ひ死す其後新右衛門某也　婚男清左衛門某也
享保七年十月月俸にて召抱へ家を繼ぐ　二百石　閏月死す
中軍の抱へ召抱へて先祖の隠居をなして享保十二年十二月廿日
にて梅山と号し老後に料物を賜ふ同十四年十二月二日死す其
子半右衛門清兵衛父の跡を繼ぐ　十石　二百五　宝暦十二年十月罷有て在所
、清兵衛右衛門清親父の跡を繼ぎ三百石　元文五年二月十六日死去其子
隠居の家を継ぐ
新右衛門後清兵衛元禄の頃召出され清左衛門某の孫也元文二年
七月　其子　大目付　乃の例に古傳也し其後若年の職を歴て

勤仕のをり〻ことに出て寛永二年十一月新に下さる 八十石 同

九年十一月落去の年ことに同八年十一月絶加へ下さる 百石の所となる 大番

職を務ること天明元年十一月職に仍て出在たる 同七年十二月

地加へ下さる 合百石 寛政元年四月請に依て職を許さる 同六年十月

致仕し 梅岸と号し 老養料として出在子孫に陳在門久晴寳へして

設楽貞美 弥左衛門 之二男也 天明六年三月月俸の中より百俵也家

を継て 百石 寛政七年八月宝暦出精の後となる

考て八幡原東本ら大路の二男之善也二年 嘉明元に仕ふる

月俸四口 故にし 文政二年正月小姓に成る 寛文八年正月新に

六口出ふ

百石を下さる 百石先役田より 加増に依て之る 延宝五年正月小姓組の番士とす 天和三年

十一月職を許さる 貞享元年正月頭に成る 同

六月京都にて田宮泉氏の正役とする 先松姓組 神尾氏の弟 宮崎何某の称号 新番士 某家へ出仕たり

宝永元年五月致仕し 老養料賜る 同四年八月終る

七十七才にして死す 其子武左衛門 本来元禄六年六月月俸の中より

百俵也家を継て 百石 享保元年十二月正加乃充とする

養料として 洞入中し 百石を 同三年十月十五日五十六才にて

して死す 其子 寺内八兵衛父に従ひ 百石 同九年七月十二日

す子なりし也 八年頃 良臣 保元の子 三男 愛当を養子 女子

嗣となり軍左衛門愛當父に継き 百石 御小姓にて仕ふ其後
同年の職より小膳の名に移り 延享二年八月正勝の同役
ともに宝暦九年致仕して極石となり老名を称号
同十年九月十四日五十四歳にして死す其子の軍左衛門愛統宝
暦六年二月用僚にて古仕生家を継て 百石 同十三年十月
十八日五十四歳にして死す子なきの[illegible]し小作して名前愛董と嗣となす
軍左衛門愛董父に継き 百石 天明三年五月十四日二十四歳にて
死す其子軍左愛政父に継く 百石
名を生曾原某の大綱某の弟之寛政七年八月 依頼に

仕へてより 二百石 其子名兵衛某父に継き 百石 延宝四年死す其子
浦右衛門某父に継く 八十石 享保十九年二月致仕す其子甚右衛門
某父に継き 八十石 元文五年死す其子浦右衛門某父に継き 五十石
延享二年八月罪有りて古断絶の由記せり

上嵜

本國近江
家紋剱花菱

上野田内膳某男

藤原某
上嵜久左衛門

某
圭左衛門
母同上
多賀治左衛門某仕蒲生家女

某
善左衛門
母同上
父家督相續

某
弥次郎 善左衛門
母矢嶋源太左衛門某女

公允
弥次郎 善左衛門 致仕号可樂
母村松善左衛門某女

女子
同氏藤馬正則妻

某
留之助 圭左衛門
母塚原喜右衛門某女

女子三人
川木甚兵衛某妻
杉本玄知某妻
岩瀬弥惣左衛門某妻

正恒
圭太夫 圭左衛門
母岡伊之助某女

正則
午之助 藤馬
實不破東順某二男

正直
大吉 愛之助 藤馬
母同氏喜左衛門某女

某
左膳
神成志津广仕秋田家養子

充實 仙次郎 久左衛門
母上田覚右衛門利昌女

某
四郎左衛門 出奔ス

允明
亀吉
實ハ久左衛門允實ノ養子

繁郷
徳十郎
小此木負安屋之養子

女子四人
小倉与八某仕板倉家妻
三浮恵左衛門最辰妻
南部左一郎晴均妻
和田菊五右某妻

允明
亀吉 弥次郎 善右衛門
實ハ善左衛門公允三男

女子
善左衛門允明養子配文助積徳

女子二人
小沢長右衛門正章妻
伊藤所左衛門房勝妻

督遊
大吉 右勝
母丹羽舎人量平女

女子二人
渡邉逸平某妻
右勝督遊養子配氏正讃

正讃
氏
實ハ山田善右衛門正親二男

女子
養子氏正讃妻
實ハ藤島正直女

積徳
文助
實ハ木本六郎左衛門一積二男

女子
養子文助積徳妻
實ハ久左衛門允實女

上将

附 善左衛門某

久左衛門藤原某を上田門籍某か子なり世ゝ近江に住
蒲生氏か家臣たり文禄の頃[illegible]一成 傑僧公の所を
居し小松の城ありし時[illegible]の家に仕へ寛永四年小野
寺居に於て卒し中将大浦忠知於る[illegible]の出頭しに附
或家ハ忠知於る[illegible]して松山に移り婦人を奉公し某と家
出仕して同十六年忠知殿の家を[illegible]再び 傑僧公の所在
とより 三百石 同十三年五月十五日五十九歳にて卒す法名[illegible]
某二男なり文[illegible]をうけて家を継ぐ 百五十石 同九年[illegible]

の成に任し慶安元年同氏乃弟と称す（ゆゑありてかたより評定すといふ）
寛文三年十月九日死す其子右衛門某父に継ぐ 百石 家系
三年七月勘定のまつりことをつかさどる 正徳二年四月江戸目付の職に
進む（後加へられて二百五十石の家となる）同三年五月宗門のまつりことに移る 其年の十二
月九日死す其子右衛門某元文父に継ぐ 八百石 享保十六年九
月山林の奉行となる 其後若干の職を経て寛保二年
十二月勘定のまつりことをつかさどる（後加へられて二百五十石の家となる）延享二年十二月同じ奉行と
兼ぬ 同十二月御役を加へられ 四百石（名を改む）同四年五月十五日職を解き
同月に（御書院番の格にて）職を辞す 同十月御目付の職を命ぜらる

（後加へられて二百五十石の家となる）同十一月西城御書院番の頭に移る其年の十一月間もなく家と
なり以て旧に復す 将軍家に召されて内証の奉限をつかさどる
寛延二年十二月御城守をつかさどる許の事にて職を辞す 宝暦
十二年二月致仕して老養の料を賜ひ入道して可也と
号す 明和六年五月五日年七十四にて死す其子久右衛門亮
寶宝暦七年二月月俸のまゝにて召仕はる 家を継ぎ 百石
明和二年十月九日より死す嗣なきによりて跡絶ゆべき
家 然るに善右衛門先明光の家を継ぐ 七十石 安永七年
九月九日二十三にて死す然るに是に至りて嗣なきによりて跡絶ゆ

一積六角左衛門 二男積徳か妹を養ひ家をつかしめ嗣とす

文介積徳同八年十二月父か迹を継とす 七十石

実は右衛門蒔原某の次男にて右衛門某か養子となり父と係る

蒲生家に属す後に出て寛永四年 傑僕を小姓とす後其子

依て地役をつとむ 二百石宛行の記とも寛永五年十月下旬依て 其子孫因息

加下され寛十一年小姓とす 同十九年十月止て所領加増され 合二百石

其後右田守居乃職と居をつて 寛文元年死す

其子重右衛門一義正保四年月俸かふて古仕ふ 父死

して家を継き 二百石 萬治元年江戸留守居の職をつとむ

其後職役乃奉行小務を兼て 天和元年七月大夫人

見性院殿 乃御附となる 其所加下さる 合三百石 五十石 同二年九月七日

死す 其子重右衛門正勝父か跡を継き 百石 武庫乃奉行より

職役の奉行となり其後職を許さる 宝永五年十二月九日

死す 其子蒔原正則父か跡を継き 百石 実は右衛門の

二男として其後小姓小目付より小納戸乃職を務て元文

四年九月御用達の職をつとむ 積加下され 三百石 のちとなる 延享二年九月

老公大蔵公乃御用人となる 積加下され 三百石 五十石を足とする 同年十二月所領加下

さる 三百石 六十石 同三年十月職を許さる 寛延二年十二月卒す

奉行となる明和三年四月十六日五十四にて死す其子
藤原正延享元年四月 天藏公の命により仕へ 采
女父の職務を継し時其子の兄しと家の家禄を継ぎて 百石
此家の者なり其後大坂在番を勤め職を辞して
安永五年九月に至り四十五にて死す其子大経 故
安永二年五月同月許されて古徃家を継ぎ 百二十石 大目付
四年六月十九日三十にて死す其子正賢は父を継ぎ
實は山田正親 岩右衛門 の三男也寛政六年五月山林乃
事を司る

采原

本國不詳

家紋井桁

藤原景次 六之丞 致仕号一有

景吉 六太夫 関左衛門 致仕号遊齋
母名幡喜兵衛某女

景章 千右衛門 氏称名幡
母同上

女子 日野七兵衛某妻

景秀 関右衛門 千右衛門
母湯川安兵衛某女

女子 采原六之允寿高妻

景政 鉄右衛門 仙右衛門 致仕号退入
母平嶌四兵衛正司女

景則 仙吉
全兄仙右衛門景政養子

寿高 是非之助 六之丞
實高根八郎左衛門寿延三男

女子 岡田長兵衛某妻再嫁
原七郎左衛門某

景忠 熊之介 六太夫 関左衛門
致仕号退遊
實岡田長兵衛某二男

女子 木村五右衛門正征妻

景見 幸左衛門 族 六之允 致仕号幸成
實遠藤徳左衛門胤傳四男

女子 三人
下河辺城之介行憲妻
依包源兵衛司政妻
養子六之允景見妻

景複　仙十郎
舎兄仙右衛門景政養子

女子三人
稲沢隆仙徳興妻
大揷藤八某妻
山中長左衛門某妻

景則　仙吉　主税　政之進　有源改易
實同姓十右衛門景秀二男

景複　仙十郎
實同姓千右衛門景秀三男

景敬　菊治　族
實白石源太右衛門為張三男

信春　藤太
堀主鈴信安養子

景明　主計

女子二人
田辺靱負嘉耀妻再嫁
横田太仲亮功
養子族景敬妻

桒原　附　名幡仙右衛門景章

六之丞藤原景次ハ蒲生宰相保守氏卿飛騨の家人なり
其家亡びて後寛永四年　僅役にて仕へ百五十石同
十年九月下野を取て五十石二百石其後より上て防守の旅
なり同十一年上洛の時出仕し同九年五月會津の城主
保科肥後守正之寛永二十年六月職を辞して寛文九年
九月致仕入道して一有と号し明暦十一年正月三日死し
其子主馬ハ景次年若のして同加判の人々家老衆備
貞吉を號て吉田乃入道南ヶ村從を得て当時出道

乃至今ハ口中医学之人仍ハ其業を継き一男ハ重豊乃
景吉之始男圓江門ハ家吉萬治二年月侍醫と成百石を
家を継く 百石 法中法眼中宮親王家乃療ニ補せられ法
請ハ法眼 寶永元年十二月致仕して恒斎と号し
老養料ニ綿口因二年九月十六日死ス此時其孫長元壽斎高
賢ハ二百石橋本斎延 八十石 ノ三男也初名ハ元禄四年九月六ト
姓ハ本石住也景吉ノ嗣となり家を継くも 百石 法眼元
及宗門乃年ノ後ヶと年 享保八年七月六日年七十三
死ス其子園江門ニ家を定メ圓田長斎某ニ男

寿斎高賢也其女ハ今井中宮也享保元年三月何侍医
と成家を継く 百石 法眼補の目とナス再び中矣
乃年とニ法大森中宮大概郡山本乃命を継て寛延
元年五月郡山本乃施薬院に進て 眼科ヲ申 同二年十二月依門の民部
乃年起て職を辞して此人ハ算の家乃業を継き大子家々
施振して宝暦十二年其後の頃ハ親たる由継して
法眼として同二年十二月門人本指導の功を者ニ上直
法眼として明和元年三月致仕して退隠と号し吉
養老料綿口八年十月九日七十二歳其と死す其子

六之允宗元字は士志号は彦風傳　徳見門　小四郎宗長か女子なり
せしに養ハる父之助是延享三年九月御小姓ニ召仕はる宗長
か嗣となりて後藏と称し家督を継く　八十五石　旅籠乃幸わり
ま宗高宗の手わり小進して　其後轉而石高の高となる　天明元年十二月もく
扈従と成り職乃まし　即ち家督ハ寛政元年正月頭年
乃の倍り録せらる　同二年八月隠居ニ依て藏と称せる
同七年三月致仕し　土蔵に居りし老養の籍端る始め
族宗敬実は白石当張　宗高か三男之宗元か女ニ配
嗣とす　安永二年二月同年ニ召仕はる御小姓を勤む

天明七年正月江戸乃藩邸ニ召ニ應して藏元をなし未曽
有ノ功ニ依て即ち常ノ父の仕ニ家督継く　八十五石　倉番
三十石に宗明か加へて　寛政八年二月御附　以上石高月俸を
右衛門藤宗之宗政と名備を称す　六之允宗次の三男之寛文
九年十八月　世子　専出公乃御側ニ召せらる御中小姓ニ
百石ニ召る　月俸三十二俵　天和三年十二月御小姓目付と成元禄二年九月
新小扈従となる　目名　同六年八月藏と見せらる　同七年十二月
目若乃藏となり　同十二年二月御旗奉行を勤む
り　同十三年ニ矢乃事ニ依て正徳元年十月致仕して

老衰により辞職して享保元年三月二日七十七歳にして卒しぬ
其子平左衛門重秀は正徳元年五月月俸の中にて右仕の家を
継く 百石 後武庫のあかりより山井のあかり座玉井半宮寺の
命と従ひて再ひ武庫のあかり行より其後江戸精の半と
なれり 延享四年正月九日五十五歳にして卒しぬ 廿人扶持にて延享四
二年のつけ尚平左衛門の新律七十以下にて信父の九十日をとひし小部の半として其他の者
と年齢し抜きかはるとかし其さこと十二月九日小倉浦の近きをしくして列の人の学
右門とし召寄せ出されけるに八方小取出て見かけ二人給切にて扶持して跡を好京近の相ひ
うち給扶りをもてかきこもりて其道を三より他のこものとし惜む小塩の一すしくしてやうやく江戸
同家として消しかは八家衆等宣ありて小石出延享元の半月給し終て
三年程ありとりしりて知られて宗かならし家あの帰りける 其子伝右衛門
享政享保十八年二月月俸の中にて右仕の家へ被成つの半成

同じ家を継く 百石 江戸精のあかりより継半のあかりと継きて勤
乃あかりは小補せらるし小宝暦十三年四月願を許されて平俵
松田の居より再ひ勤をのあかりとなりて然あかり乃職を
継て弟にて彦をの半と同る 扶持二十石加へられ百五十石のあるとなる 安永六年三月在任
しるて逸入て果し老衰にて辞職して天明元年三月五十
七歳にして卒しぬ 初子なかりしかは小俵と居打政を進す享則後
養ひ宝暦八年七月南士の列に出て 月俸三石 役五両 あたまり月俸
と俸しられ 明和七年八月服加して継嗣にて別に出て八十石
仕ふ部享積を嗣とす 家積初名 其子 長俸給の 小姓より後居

慶安の書記録に云　右子 去国組に 乃退ニ付右衛門兄の
嗣となり候て家を讓り候也 百石 其後ハ村々松田来宮等の
名を存す

吉田

本國近江
家紋車ノ内三ッ亀甲

藤原正榮　平太夫

正教　小平太　作右衛門　清右衛門
致仕号融信

正忠　孫太夫　平丞　清右衛門
致仕号是心

正治　与八郎
藤田八郎兵衛某養子

爲房　喜三郎　条右衛門　運治
實瀬尾庄介利治四男

女子
養子運治爲房妻

矩躬　庄三郎　淺之進　助太夫
伊兵衛
實野田伊兵衛政元四男

正種　勝弥　兵馬
母香西源太兵衛昌宣女

女子二人
野田治部左衛門政伸妻
松井黒兵衛直矩妻

正道　兵治　伊兵衛　平太夫
實平嵐喜之丞道顕二男

一房　八郎
山田兵蔵爲宗養子後離別
有罪伏誅

女子
養子平太夫正道妻

吉田

平太夫藤原正宗ハ求馬正行か子也正行初ハ近江の國蒲生
乃郡ニ住りしか蒲生飛騨守氏郷か臣ニ仕ヘ後ニ正信の
仕へとなりて又平太夫正宗父ニ従ひて蒲生か家ニ仕ふ
寛永四年小野守忠明か臣卒しとく
傑俊ニ小右衛門ニ仕ふ 月俸十口米 二十石給る 同九年十月秋山の地とのうに
二百石 其後宝山の事行したる 宝山知行米 其也詳ならす 同十年十二月十五日
卒しかハ其子清右衛門正親家を継く 百石 又為関ニ補せ
らる 其後松府ニ移ヒセのち初め本宮の令となりて其

後高玉室山の本行山の門乃名代縁組して延宝五年壬
十二月致仕して融伝と号し老養の料物を賜ふ貞享二年
三月二十二日死す其子清左衛門正忠万治二年月俸のうち
百俵也父正勝の仕乃内乃在番小普請に出し時其蔵米小俵を分つ 代官など
其後若年の時より家を継て 百俵 貞享二年本帳の
全とらる元禄元年三月職を辞し同六年六月致仕して
此所とよぶ 老養の料物を賜ふ同七年二月十七日死す其子
子運治常房実は永尾利治 度々 四男正忠が女を妻として
嗣とす 高之天和二年十二月月俸のうちを百俵也父の譲り

を受く 百石 宝永四年五月日米乃蔵となる其後職を辞して
常郎正徳五年九月致仕して老養の料物を賜ふ享保四年
正月十七日死す其子伊兵衛実は野田政元 伊兵衛 が四
男也元禄十六年五月月俸のうち百石を家を継く 百石 享保
十二年六月若年の本組より若年寄の職に就く武蔵の
国にて宝暦二年十二月致仕し老養の料物を賜ふ同十年
二月十九日死す其子兵馬正徳寛保二年正月月俸のうち
百俵也家を継く 百石 玉井大槻本宮郎正寺の全を継く
明和三年十二月部のなりの職となる宗門乃奉行

其後病に依て職を辞す此人能く甚分道鉄ヶ谷上奇功
殊に何某流の砲術に達し又此れ能く字すみおらす
能く神学の功を感せしむるの卽年外の格に進み中ニ於て
年十二月六日年四十有余にして死し其子大夫又四近寛ニ五十
嵐道頭（奉名）ニ二男也四稽ハ女子に居て孝道之此三年
二月同僚より古法家を続く（百石）寛政六年五月同采
乃職となる

野田

本國尾張
家紋源氏車三本箭並

亀之進政勝男

藤原政満　与惣右衛門

政家　助九郎　亀之進　母三宅彦左衛門某仕蒲生家女

某　浅右衛門　致仕号道覚

某　喜兵衛

女子　大津賀甚右衛門甚右衛門某仕松平下野守妻

某　安右衛門

女子　渡邉久賀某妻

政元　為兵衛　致仕号流清　母三尾忠兵衛某松平下野守臣女

政貞　宇右衛門　小野口与一右衛門某養子

女子二人　北条新左衛門某妻　友成源八某妻再嫁竹村權兵衛某妻

政盛　彦次郎　何右衛門　亀之進　母瀬尾庄八利正女

政爲　庄五郎　小野口直右衛門政貞養子

通泯　次太夫　竹村太左衛門某養子

矩躬　庄三郎　吉田運治為房養子

某　杢左エ門

某　喜作　喜惣右エ門

某　与惣右エ門
宝暦十一年四月十二日出奔家断絶

某　利兵エ　浅右エ門
實羽田　某男

女子二人
養子浅右エ門某妻
竹村治大夫某妻

某　浦右エ門
母北条権太左エ門某女

正清　亀之丞
後見浦右エ門某養子

女子
矢部甚左衛門道正妻

正清　亀之丞　浅右エ門
實浦右エ門某二男

女子二人
立入文太夫某妻
松井彦之允直治妻

政伸　冲之介　亘理　何右エ門
治部左エ門　實樽井庄左エ門倫常二男

女子
養子治部左エ門政伸妻　實ハ吉
為兵エ矩躬女

政方　亀吉　丹下十左エ門　何右エ門
母吉田為兵エ矩躬女

女子四人
和田右文清久妻
竹村譲通故妻
丹羽七郎治英道妻
岡村与左エ門嘉徳妻

政恵　亀之進
母竹中七兵エ義法女

女子三人
池田茂七郎教徳妻
鳥居紋七喜明妻
高橋金兵エ為宗妻

正定　浦右エ門　浅右エ門
母山本十又七郎某女

正愛　彦五郎　蔵人　弥五郎　浦右エ門
實石橋十郎左エ門貞紹三男

女子
養子浦右エ門正愛妻

正峯　亥之介　浦右エ門　平馬
實丹羽紋右エ門秀融二男

女子二人
養子平馬正峯妻
丹羽隼之進某妻

正貞　平馬　早世
母平馬正峯女

女子

野田　附　亀之進政家　清右衛門某
　　　　　喜兵衛某

野田与五右衛門藤原政治は亀之進政勝か男也政勝初め近江国日
野村ニ住ス蒲生氏郷乃長臣町野左近繁仍ニ仕ふ常ニ軍の先
鋒として戦功を顕す事しはしは也中ニも天正十二年伊勢
乃国木造の軍ニ加りて当の合戦ニおいて先ニ進ミ高名す同
八月十五日の松ヶ島軍ニおゐて政勝岩田市右衛門同ニ手柄高名
小牧陣ニ於て討死也今ノ政治ハ幼稚ニして高名す民部少輔政勝の
甲申月五日ニ深く感し事ニ侍ス依て人ニ多く大ニ感す近習
ニ召出さる女子相従ひ帰る同十九年九月乃軍ニおゐて

宮大井の城責られし小政信五六十騎の中に切て入既枝
小池をたくりよき首をとりて引退す此方より家伏兵を拝て故六
人小屋りを囲て追詰小屋して入一十余人小前に二人落合して
辻弐人 拾五人 勢手人除切て搦て殊る政信也撰び候て組落して
して氏郷館に貞兼にて氏郷御感ありて一年小餅
政信切陣十三又を付らる國重 長谷 卯 乃大脇差を引出る紀漆
三千の右近繁作に二本指の陣小指ての時 繁作公寛 八年右と所りて 當國浪人の人
千石の地を所して仕家に従て長となる所に近繁作ら先を
當國にかへりひたしく三四十四歳りのや武士となりて是して在くりし

政信ハ切崇大人と作けける政信死して其子出羽守政清
殊き蔵後として寛永四年の夏蒲生家亡ひし時に町野か浪人となり
上にて此時 傑僧公小浪人となりて 六百石 嫡子を進政家と
伊予御家に百石を出し事大夫先陣の隊将を命せらる也同
十二年 其の後しとて上洛し同九年某僧の孫なりしとも
内浪人らに当の寛永四年十月五日死して市原と出家させ
政清男女の子供を嫡男進政家二男伊右衛門其二男
寺に隠居せり
嫡子進藤原政家は出羽守政清か嫡男之初名ハ町野

家督をつき寛永四年　傑傚公に仕へたまひ　二百石のみ
慈明公松府に移らせられし時に召出され寛文元年同月民乃
職をたまはる　何れの名たるや詳ならず　寛文六年四月十二日七十五にして卒す
其子富之助政元兼勝二年月俸ありて其後兼勝家
永保の半に至り家を継ぐ　百五十石　玉井氏まで居をなす
其後職を辞せし　慈明公　乃時御の氏出ざりし頃也
郎といふ後にはちとし月程に至り重之まで元禄八年
十月死す　嫡子政隆子小憐といふ老養子料備りて　月俸を以て
之元の如し　御前に召されて御加増の左なる事を　御下せ

其後九年の二月廿日七十三にして卒す　子亀之進政
盛負享保四年七月月俸の後に其後家を継ぐ　百二十石　山林乃
事ありし時役者に召し出され正徳二年正月宗門乃事務
となり同四年御役加へらる　合百二十石○政盛の高祖父亀之進政勝二男二女有て
其の女子を蒲生家の士岩田□に嫁す　後小嫡と
なる一男五女を設けたり一女は亀之進政元の妻となる　末女お嫡とす
ちしを春日の局の家老にて　大蔵院様の御守役となりて　[illegible]
君誕生し千代姫君となりて後尾張大納言光友卿に入輿ありて中納言綱誠公の生母
宗[illegible]の方は寛永十七年八月廿八日卒し　白府四谷の天[illegible]
自証院様の自証院光正晄桂と號す　此人亀之進政勝の外孫女なるの[illegible]
政盛の外孫王母なり　政盛は千代姫君の御守に勤めたる元禄七年
の十月病にて卒す　政盛と元　対馬の守
おもしろ云事つたのみありて　御加へりとけり
其後家をつぎ享保十七年五月同じくの職

小納戸となる（後加へられて三百石のうちを除）元文元年正月部代の職にすゝむ同年十二
月致仕し老後の料として月俸（月俸）百俵寛保元年七月十二日七十
二歳にして死す政盛か子なし故に桜井備前守（政方）か
三男を嗣とす治郎九郎政伴享保十八年十二月月俸のうち
百俵を父の俸を継て月俸加へらる合家を継て百五十石
小普請の日より宝暦八年正月町奉行の職にすゝむ（後加へて二百石高となる）
明和四年壬九月九日六十四歳にして死す其子何某か政方
宝暦十二年十二月月俸のうち百俵を家を継て（百二十石）安永
元年五月勤めけるの職となり其後病免して後致仕す其の後し

進政忠寛政七年三月月俸のうち百俵を
浅右衛門藤原末孝に其後長右衛門政房二男也寛永九年
綱信公に仕へしより同十三年小姓にすゝむ十八年
十月別に五百石をたまふ（百石）慶安四年十二月地加へられ（合百五十石）
父政房死して市郎兵衛[illegible]
令となり寛文二年職を免され延宝五年六月致仕し
道普と号し同年十二月移り死す其子八兵衛某（初八兵衛因幡守）
某は小姓[illegible]古文書[illegible]宝暦
元年十月月俸のうち五百俵を其後織部の職となり

家を継く 百五十石 勤仕の事に同し 小普請之 元禄四年十二月五日死也

其子浦右衛門某 父か継き 百五十石 元禄八年 九月二日死す 嗣

なきゆへ舎弟をして家継しむ 其後同右衛門信光か嗣となりて

家を継く 百五十石 享保十一年 十月[illegible]の年とし月日 其後藤

と改む 宝暦二年六月九日六十二にて死す 其子懐右衛門

正定 享保七年十二月 仕の[illegible]右衛門に 改西小姓組

西小組にて同年とし月日 家を継く 百二十石 延享四年正月二日

死す 正定家を継く 何そ子なかりし故 甥同右衛門 嗣 二男

を養て嗣とす 平馬 正[illegible]年 父か継く 百二十石 [illegible] 乃

に例に右倣也 西小納戸乃職に進て其後旅[illegible]乃[illegible]より

西小姓 同月より 安永二年七月 定浪生涯の[illegible] 同四

年十二月 職を辞す 同年六月 廿九日 四十五にて死す 嘗て子

なきに因て 八右[illegible]橋員人紹 其妻の二男正[illegible]を養子 嗣とす

浦右衛門正[illegible] 初名明 和七年十月 其子 [illegible] 乃小姓となり

其後正[illegible]に養せし 職を免さる 父死して家を継く 百二十石

其子平馬 正[illegible] 寛政四年二月月 仕の[illegible] 右[illegible] 同六年

四月九日 年廿二にて死す 父に先立て 子世す

喜三郎某 実某右衛門政[illegible]の三男 之寛永十六年

並以公子仕へ年ヨリ[illegible]元年四月別[illegible]ニ携ル 百石[illegible]
服部[illegible]新[illegible]の家也 明暦元年同年の職ヲ辞[illegible]萬治元年大坂の
命ニ依[illegible]一旦二三年職辞シテ自分[illegible]元年[illegible]
母[illegible]門某父ニ[illegible] 八才右 某[illegible]右門某某子[illegible]某某子
某右衛門某子[illegible]右門某[illegible]宝暦十二年四月生
[illegible]家[illegible]

服部

本國 伊賀

家紋 丸内三ッ鱗

六郎左ヱ門一舎男

平長舎 九郎左ヱ門 六郎右ヱ門 致仕号道九

母野田亀之進正勝女

光舎 作之允

母水野九左ヱ門林元女

實正 治兵ヱ

土肥次郎兵ヱ實久養子

女子二人 片岡介右ヱ門明晴妻

同人後妻

寿舎 沖之介 曽右ヱ門

母牧野七郎左ヱ門舎政女

女子 山田善右ヱ門親民妻

勝舎 作之允 藤右ヱ門

母芝山長太夫某女

女子 山田金太夫某妻

正舎 金平 曽右ヱ門 致仕号快遊

母鈴木七郎兵ヱ重政女

舎舒 沖之介 曽右ヱ門 九郎左ヱ門

實土肥傳之進某長男

舎敏 金平

母山中左介道春女

服部

六郎右衛門　平長含　六郎左衛門某か子也　初名六兵衛　理兵衛　守

小仕へ寛永四年　伴信公小仕へ奉り　府役の地備り百石十石　其後

此年乃まかりとまり　萬治二年六月地加へられ守　乃加地　乃

令小なくとも然ども　五十石　寛文元年八月新山の令小移されし　同五

年十月職を辞せしむ　同六年二月再び地を加へられ　四十石

の職小補せらる　五十石　合二百　延宝元年六月職を免さる　同四年

三月又仕ることをゆるし　同七年二月十日死す　廿五才

藤右衛門　孫兵衛　安元年中小姓に召出され家を継ぐ

二百石 信弼か子乃藤之丞 元禄四年由宮の居お移とも

其後浅(?)小姓と成 藤之丞とも 同十六年四月十六日死す 其子

當右衛門正居 父小姓 （百八十石） 信居 郡右衛門正乃居と号す

享保五年七月 郡右衛門の藏之丞 延享元年五月 御(?)役

しし 性抵(?)中に居し 光居の科 （之口） 月俸 宝暦二年五月十一日

七十九にして死す 白旗山(?)[illegible]

乃夷(?)とも[illegible]

中右[illegible]

をさて[illegible]

あつ(?)辞して[illegible]

八根(?)[illegible]

同る(?)[illegible]

新ひ(?)[illegible]

其子修之丞光居 元文四年十二月 月俸のまゝ家督を

家を継ぐ （百五十石） 松田彦平郎正乃居と号す 寛延二年

九月九日死す 其九郎兵衛居豊 父小姓 （百五十石） 宝暦八年にて

土肥某 （[illegible]之進） 長男之安永五年十月十九日四十二歳にて

死す 其子當右衛門孝居 父小姓 （百三十石） 寛政二年七月十三

日ニ而致して死し 其子金平居敏 父小姓 （百二十石）

[illegible]

成尾

本國 近江
家紋 蔵ノ内松皮菱

宇多源氏 近江國之住人鳥居丹後一男
北村宗左エ門吉雄二男

源勝雄 鳥居傳右エ門 後称成尾
源兵エ

女子二人 吉田治右エ門某 蒲生家臣 妻
蒲生二王水某 右同 妻

某 三左エ門 三郎右エ門
為源兵エ勝雄家督

女子 駒塚茂兵エ某妻

某 傳吉 左五右エ門
實中村氏某 江州浪人 四男

女子 養子左五右エ門某妻

正實 文右エ門 左五右エ門
母三郎左エ門某女

豊雄 鳥居勘右エ門
為別家

為雄 冨之丞 新八 仁左エ門 致仕号立勝
母堀野隼人某女
養悦

某 仕酒井石見守

女子二人 母祥梅庵某妻
山路金兵エ某妻

正雄 冨之丞 紋七 致仕号休我
實勝本藤左エ門宣清二男

女子二人 勝図弥久之丞豊宣妻
上嵜軍兵エ某妻

雄隆 源之丞 仁左エ門 致仕号是心
母雲哥佐五右エ門善行女

善純　園右エ門
西崎佐五右エ門善行養子

女子　二人
會津元昌寺妻
大谷与惣右衛門元備妻

正親　平治　左五左エ門
實寺西仁左エ門清房二男

武久　平八
舍兄佐五右エ門正親養子

女子
養子佐五右エ門正親妻

某　仙吉　早世

武久　平八
實佐五右エ門正實二男

女子　三人
山路□□門敎包妻
木□　左源太某妻
上青善左エ門元實妻

爲明　紋作　政之丞　勘右エ門　紋七
母藤澤見五左エ門常敬女

景豊　車澤
遠藤雲澤説夫養子

喜明　辰三郎　紋七
實三谷甚左エ門忠氣二男

興勝　吉藏　多吉
母田中尺七某女

成尾　附 名居紀右衛門雄隆

源兵衛源勝雄ハ宇多源氏道臣の末葉ニ而佐々木之庶流丹後ゟ
一男小村字紀右衛門尉吉雄の男なり其子孫當國小村乃住
となり小宗紀右衛門ゟ小村之名字を改め今の名居ニ家號
名乗なと云云其後紀州藩士粟澤市兵衛朝臣ニ仕へて其子
源兵衛勝雄父子ニ随ひ初メ名居徳兵衛ニ仕て寛政元年
出府市兵衛朝臣ニ従ひ江戸ニ住　傑僧宗杜年々の地
となる人 二百石 同七年九月致仕し同十年病ニ死す其子
二人嫡男名居勘右衛門豊雄ハ家を継ぐ二男三郎兵衛某

父子張き　百石　同十二年浅尾数馬父に重常か子か属せしむ也
寛文四年二月再地加も五十石
半右○中村為重今右年緑千七年数馬父今重常
浅尾父仕して三郎治か某宮重助ら命をも
同九年十二月地加下され
しと寛文元年七月山林の半とをりし同十七年九月
地加補し　此例により家族の半緑見る無記りしとをする
合二百石となる千蔵と称して
此者ハ宮保にてをきす
其後同甚内某の命となり天和
元年五月九日死す初見嗣ゆるし六中村某　乃人　孫右衛門か四男
養ゆゑて作右衛門某也と申す享保元年月俸のまゝ百
仕也父死して家を継く　百八十石　其後勤也のをわり某の勝と
享ゆ元禄十年五月十二日死す其子作右衛門正重父子張き

百二十石　宝永二年十二月継年乃まゝなるとき也其後御
作として八丁堀乃邸を守り享保十二年正月継仕して同三月
十九日死す其子作右衛門正親實は土井清房　作右衛門か二男
正徳二年三月月俸のまゝ百石住也家継し時　九右　父の嗣子
補せられて八町堀乃邸を守り其後継年のをわりとなる
寛保元年七月十九日死す嫡男作右衛門月俸のまゝて
百仕也　子父に先達て世をすゝし合弁平八式部の嗣
となる式部初見享保十二年八月深宮庚申の番組と来
世子　大同上　乃此例に百住也此格乃同すとも無く折の奉

其子家督を継く 八十石 保頼ハ小蔵と進みて宝暦七年
三月老年の 天徳公 山中遠ニ召出門九年十二月河部前ニ
乃老臓ニ補せられ 二百五十石 高となる 其子藤蔵ハ死して有と明和五年
二月父家の事なりとなし明和六年三月七日其年七月知して
死す其子中務ハ宮奥勝宗宝暦十三年二月月俸の所ニ召仕
ヒ又死して家督を継く 七十石
仁右衛門源雄隆と称す 名を清右衛門と 源兵衛勝雄ハ婿男名を右衛門
豊雄ハ弟勝なり初名豊雄寛文六年十二月新ニ召抱
百五十石 丹羽氏ニ附其子郷八為雄 百五十石 其

子政七正雄 百石 ハ河ニ至り元文四年十二月ニ隠居を乞ふ
豊前しハ八正雄留守の職ニ居られ仁右衛門雄隆ハ其
弟也正雄ハ婿男ニして延享二年御記室ニ召仕 月俸三口 後家督
を継く父の職ニ補せられ明和四年十月病致仕ニ 八十石
再ひ次右衛門ニ召仕其後旅寄の事ハ御膳ニ記録
乃中をまかせ拾年の中とも得ハ保頼乃半ととも
天明六年正月御供して黄金を賜ふ花巻ニ斜揃り
明る七年九月廿七日年六十二才ニて卒す其子政七為政
明和七年二月月俸の所ニ召仕ヒ家督を継く 八十石 天明七

年十二月廿五日年二十七にて死す嗣なかりしかハ二男安明
甚左衛門 二男茂明小原にて嗣とす 後七左衛門小隠ハ年十月
送所とす[illegible] 字右

安井

本國不詳

家紋 足月洲濱

安井与七郎 重政嫡男

藤原茂時 甚之允 仁右衛門
母牧羽治太夫某 越前忠直卿 女

時房 平太夫 九左衛門 致仕号義紅
母野附十左衛門某妻

時常 十太夫 与七郎 九左衛門 致仕号流川
母岡義太夫某 蒲生家浪人 女

房明 小太夫
室深八信正妻

房武 嘉太郎 九左衛門
實小林角兵衛爲親五男

女子 養子九左衛門房武妻

時傑 九左衛門 致仕号惠我
初時親 鉄左衛門 弾馬 与七郎

茂明 九郎三郎 長左衛門

某 權兵衛 改易家断絶
實牧野弥惣兵衛某三男

女子 四人
養子權兵衛某妻 權兵衛改易後
大谷十郎兵衛信三養子 嫁鈴木理左衛門某
安井十太夫時常妻
大谷彦十郎信之養子嫁
岡左兵衛秀清
横江喜三兵衛英勝妻

某 生家住荒代田竜傳寺

女子 篠澤甚五兵衛良敬妻

女子
母九左衛門時常女
石黒角太夫利紀妻

女子
中村与惣左衛門孝行妻

時廉
初時富
与七郎　九左衛門
實齋藤玄蕃常盛三男

女子
養子与七郎時廉妻

女子
山田音人直綏妻

房敷
三郎助
實高根孫右衛門正盛二男

女子
養子三郎助房敷妻

女子
同人後妻

安井　称九左衛門時房

仁右衛門藤原茂明か四七郎重政か長男也初め八宰相忠直卿
に召し従ひ越前の国にあり忠直卿豊後の国に流されし
時も後出門す来て寛永四年　傑俊公に仕へ廩米（百五十俵）同
十六年常上総の国に於て采地を賜ひ廩米をあらため七
十石を賜はる（道以前釆地と称し家名を継す）其後上総府に移らせ給ふ時部屋の
今に於て萬治三年三月大番に加へらる（合二百五十石）同十一月御加増ありて
職を補せられ寛文元年職を辞して致仕し隠居　同
九年六月十二日死す年七十三法名宗?父に葬る（二百石）延宝

元年死す至て弓持某父小跡を 百五十石 元禄二年十一月
太田彦右衛門か孫也十七にて市之丞出仕家絶え 日比太田彦右衛門か孫甚兵衛うらみて悦喜の
戯せ有けるか乃年本所に乃まの悪法を施し舞孫小原のなすかに
彦右衛門か孫なりし其意をかへ出仕せと思ひ仕とて名乗る
九郎右衛門藤原附房ハ豊七郎重政か二男仁右衛門藤附か弟なり 其
先ハ兄藤附か養子たる故に藤附老後に一男を設け是ハ長左衛門 前明并之
兄か嗣となりし年を頼り小讓りなしし小信て彼か志しと感
せしむせの（寛文四年四月廿八日請に任せて是を別に五十年小姓に召仕
也 弟十三郎 月俸四口 明暦元年四月新に市服となりて 百石 江戸留守居の職
小副とす 附子左衛門 後に辞す 寛文元年四月市服と出して 五十石 同二年七月
南戸乃職となりて 二百五十石 のことなる 同四年八月右田四郎左衛門と共に都
乃商人（呉服師之上の商 屋敷か先祖より 小河絶土藥室に於て其の地にて
総請乃見代石和の由か河に居て且北条何方か尊とし附房
依使に扱み出すとて佐渡守親成殿 前所附の 許見代之 乃許に座て人
河むの公事の理か中宮より役義とま 即々の為めに率詞を進め
乃り是と偏に附房の申しも智謀に依る事又是中老に其功ある
同五年十一月市服を加へ下さる 合二百 五十石 延宝七年十二月職を辞し
貞享元年二月宗門方となり同四年十二月致仕して
第紀と号し老養の料に元禄六年十一月二日年七十

九才にて死す廿八歳九代目時常貞享四年七月月俸のち
と云者也父に譲りて其家を継　二百五十石　天和三年病身ニ付隠居
八正徳元年九月致仕して流川に居る　老年病ニ付て隠居四十九才享保
二年十二月九代目年寄ニ死す其子九代目房武宝永
小林若親　実は若林ノ三男初之時常ニ養子也嗣となりて家督となり
房武宝永三年五月月俸を以て古仕也父致仕して家を
継ぐ者　二百石　後用付也享保十二年九月　天鑑に従
五俵にて紅にて附口　宮津生乃中保と御古也下降
職後也同十九年二月御馬人の職を命ぜられ御小姓

頭を兼延享二年十月先降乃様に移さる宝暦八年
十月致仕して老名の料補ふ　月俸二百石　同年四月二日七十五才
死す其子九代目門時條寛保元年八月小姓に召仕也其
後御小納戸の事を勤め御小姓と御馬方と兼く亦九代
門と云者也家を継く　二百五十石　御用達の職に進み并に宝暦
乃年ともて宝暦十二年十二月御馬人の職ニなさる也御小姓
御中小姓の頭を兼明和九年十二月移さる也同五年再び御馬人の職を継ぐ　三百石の加増　安永二年
十二月先降乃様に移さる也同五年十二月積加
御弓奉行乃職を補せらる也同七年十二月御勘定　五十石　天

明四年十二月右京の格に叙し寛政元年四月安房伊勢
両國乃川〻浚えと云ふ事に附其年御褒美を賜る（白かねの廣乎下さる）功成て
後將軍家小石となる時河原大坂の役をかねし其年同八月本所
とかへ下さる（合二百三十石）同二年九月小普請役の役となる此人二人の原
脈迎し並びに其儀兵なくして是ハ何事に不届に申付
小普請の列小屋上の息男にて新に御殿にて當時の御目
見え如く人あり〻其年死去也ハ重ねて養子となし同六年三
月御役に入道となし恵哉となし死去す其後料金を賜はる
（茶五十歳）寛政八年十二月十六日七十歳にて死去す其子に世七所附

康寛ハ本氏藤原常盛（二三番）の三男にて先祖傳の女に名を
嗣とする長女也明和三年十二月月俸の子に位也其後家
継ぎなどせし所小納戸乃職に進む天明四年四月役人の格
になどとせし（八十石高と成る）同八月職員を兼ねせし同八年三月
内裏炎上により其方御普請の役を勤む寛政二年父の任を
以て新に小石役を務めて浩然に其一生（二百石加増）家を継ぎて
（二百二十石）後先行年乃御役の子なりとせし男子なくして此の嗣を定め嗣
とする三氏の方敷を務めて實の方高根正盛（孫右衛門）の二男也
天明六年三月に子（長谷川相応）乃小姓に任ぜし其後職を出

七道父乃位と歳月俸と加へらる　預元三石復六石となる

安田

本國　甲斐
家紋洲濵

小澤玄蕃某二男

源某
安田庄次郎　惣左衛門

元敏
源太夫　惣右衛門
母安八治右衛門某　松平下総守臣女

某
十四郎
廣瀬七郎右衛門清忠養子

女子
服部數右衛門保則妻

元爲
權藏　源太兵衛
實外孫服部久左衛門蕃保二男

元備
辰次　源太夫
實江口傳次正寿二男
養子源太夫元備妻

女子二人
根来新三郎敬敏妻

某
源太郎　十郎兵衛　八左衛門
惣右衛門　母堀六左衛門某女

某
弥源次　早世

某
喜和粂　早世

女子
服部久左衛門蕃保妻

元武
源太郎　宗十郎　惣右衛門
母水野久右衛門林安女

安田

惣右衛門源某より小普請二番某（但遠藤某／小仕人）か二男也初め大番とし

中セしより某　傑俊公に召され並びに武殿にしたがひ小姓組

御帰記し　同八年十二月新十石取の地をあたへられ（百二十石）同九年

十月地方にうつさる（五十石）同十二年御上洛の時御供し　同十四年

公儀にはじめて召されし時　兼て召して近習となり眼遁元のごとし　大坂陣

人の職となり然るに何の年とさだかならず（小普請入／寛政元年）　同九年

去るにより小浪にすみ八月松府に移らせ給ひし時御供し

の職をゆるし　小惣右衛門某か子　所として大廠を告げし也

萬治二年十二月地方にて八百石 萬治三年十月先陣の隊頭となり
なほ寛文元年八月 世子 奥方 の御傳りとなる 同六年
十二月地方にて 合四百石 百石 前小二代の家に仕へ年後要劇の職に
去年は務めに一年の遅滞なく世子の事務を勤む 慶
卯の年まで病にて所役をつとめ 同十年六月十六日
寛しくなりて丹後守忠門某萬治二年六月 公の所に在
在任也 同三年十二月武藤の家に 百石 寛文六年より萬治
十二月所役をつとむ 百石 同三年六月西丸の目付に遷り 寛文五
年 十月地方にて 合百五十石 父死して家を継ぐ 四百石 其後出仕
庄の頭に召し出され 職を辞して延宝八年五八月江戸城下の職
となる元禄五年五月地方にて十石 合四百五十石 同十一年八月郡代の職を
務む 同十四年三月番頭となる 其子某元敬父に継ぎて
四百五十石 正徳二年三月同じく庄に在りて後 同三年十二月御使番
乃職に進みて大番頭に任じ職を辞す 享保九年七
月病により職を辞す 元文元年十二月 隠居 二百石
乃ち子某に家を継がしむ 同年其の後病に
同六月十一日五十四歳にて死す 妻某二人 娘子某二
男 某和泉守某仲某 父に先だつて世を継ぐ

蕃保ハ介右衛門之二男外孫なり也ハ嗣となす源左衛門元高是也元
高父ニ従ひ 四百五十石 源太夫貞冬の職ニて先祖の系相を継 天
明五年八月右衛門の職ニ補せらる 此ハ六年十六月十七日ニ
十二ヶ年ニて死す其子ハ熊右衛門元武明和二年十二月月保守
とす元位を其家父乃位を以て月保は加へて子孫 六百石 家を継とく
四百五十石 源太夫貞冬の職を継て先祖の系相を奉る其子源太夫
正信實ハ日召正壽 何某 之二男元武ハ嗣となり女子を産す
る其家名を寛政七年九月月保のよりて古位せる

佐倉

本國下総
家紋九ノ内鍬

佐倉帯刀某男

源某 六右衛門

- 定政 勘太郎 茂兵衛 治兵衛 致仕号定政
- 政武 定七 平藏 定左衛門 致仕号拜入 母小野十右衛門某女
  - 政氏 源五右衛門 致仕号浄薫 母丹羽六郎兵衛某女
  - 相房 後右衛門 大関介右衛門忠房養子
  - 女子 鈴 權太左衛門林徳妻 實湯川喜右衛門某女
- 女子四人 山中長左衛門某妻 郡 兵太夫某妻 湯川喜右衛門某妻 鈴 勘兵衛林成妻
- 政準 喜久次 定左衛門 實毛利兵左衛門末茂二男
  - 政一 郡司 早世 母源五右衛門政氏女
  - 政陽 勘八 早世 實原太右衛門喬昌男
  - 政是 新五郎 小弁 實原太右衛門喬昌男
- 女子二人 養子定左衛門政準妻 大関權太夫相喜妻

女子　養子勘八政陽妻

佐倉

六右衛門源某か常乃某か男元ハ下総の国人也初め加藤式部少輔明成に仕ふ
家の断絶して後浪人たりし　寛永十四年傑俊公の御家人となりて下総国に於て
采地とのゝ五百石　丹羽右京亮守正次か組に附られ
正保三年七月十七日死す其子源兵衛定政父に継き七十石
大猷院殿御靈屋の事に従ひ寛文五年十二月西丸
加へらる丹羽右京亮西丸の組に屬す合せて十石　元禄十六年
十二月致仕して定政と号し老養の料として月俸宝永
四年十月十七日七十六にして死す其子定右衛門政式元禄

年六月月経のすゝて市川也二を浪宜張出切の年より団十郎
と改む（百二十石）享保十四年九月宗門のさまりとなりて元文二年七
月職行を也　寛保二年十月に改作して梵人と号し老養
小科編る（月経二百世改て老六小科編らせし法行也と改六年目のせ六 乃号方毫年と号也し別の第を次編りしとぞ）
延享元年三月十二日七十一才にて死す　廿子源宮の
政氏享保四年四月月経編り土佐三右衛門市川也寛
保元年七月廿七歳の日小進ミと称す（少名字改）同二年正月梵人の
格と定りて家並と改て（百十石）延享二年十二月無下也（合百二十石）宝
暦十二年七月郎さまりの格小鍋し（百五十石の号改）明和元年四月

寺社のさまりとなる（二百石のる加増）同十二月致仕し浄薫と号し
嫡子小科の名の内二年十月十五日五十六才にて死す五子
宗右衛門改淳元利末茂（六百石）二男之宝暦二年六月
少納言小右衛門也家と改て（百廿石）若狭守のさまりとなる安
永五年十二月病により職を辞すちゝすと　御小納戸
之りなるのち父致仕の後五年の号改と俛せ出す也
小納戸之土佐守正の右衛門と郎さまりとなる也
（百五十石の号改）寛政六年八月同さまりの職小補せられ也（二百石の加増）
同八年二月七科乃さまりとなる嫡子郎日改一家小

七年二月依願隠居天明二年九月十九日死年九十
世忰某ハ家督被仰付候処八年病死右為同人悴
勘八政陽と養子ニ天明四年二月依願隠居
右勘八儀亦父ト同様病死ニ付右為同人
四男小角政邑と嗣ニ政邑天明八年八月
依願隠居ニ付弟源五郎と為嗣子被申渡

中村
本國甲斐
家紋丸ノ内花菱

源信之
善兵エ
母横瀬宗五郎某女

信方
甚右エ門
善兵エ
母同上

某
甚五右エ門
元禄中有罪賜死家断絶

女子
芳賀源左エ門某妻
後嫁小山一郎兵エ某妻

維良
幸作
森村庄兵エ正良養子

利躬
庄八
瀬尾源右エ門利恵養子

孝治
七兵エ
与惣左エ門
致仕号土入
母堀新藏人當直女

孝勝
初當成
平太兵エ
喜惣右エ門
母川本勘左エ門某養女實梶川角左エ門某加藤式部少輔臣女

女子
村越久右エ門某妻後嫁
長沢無一某
矢嶋源太左エ門某妻

孝政
弥源次
与惣左エ門
致仕号得全
母杉村勘兵エ正時女

孝行
弥源次
与惣左エ門
母勝本藤左エ門宣清女

女子
渡辺弥次兵エ従賢妻

政行
弘人
母安井九左エ門房武女

女子二人　寺西次郎介良知妻
金田道悦妻道悦死後
嫁中川千勝正俟

中村　附豊兵衛門孝治

善兵衛源信之ハ甲斐乃國の人中路何條の王子ニ移て加
藤左馬助嘉明ニ附て陸奥ニ移る寛永四年青
山侯ニ仕ふ百石　同十二年加増を与へらる　合百五十石　浅尾
野馬太二十年常ニ小屋ニ居ル慶安四年十二月常信ニ仕を辞せ
し附其子と離れ職後ナり死しけり其子二人出並
於兵衛門孝治ハ其始世を出家と為し二男甚五右衛門某之子
継き七十石是を亦若兵衛年々其子甚右衛門某之子
継き七十石元禄中罷有り死仰の上　一統の長たる仕の男あり　と換へ信之の八十四ニ於て

しくおくるとまゆゑなし宝永や堀川の旦方ちりまとの隠居して住ニ成
伊賀ニ知らぬにまよしきて有りさまに見えて病気になりて隠居を願ひ出に其跡
らしむ此家の事かたらる孫子
死とのみいへり

世由肯門源孝治とて若年より隠居之時帰り寛永元年十月
傑俊公に仕へ新にて也此鳥居の庭となり　月俸二百俵を足　同十年
刀剣の事ども事に移りて也学業して此納戸の事を勤めたり　慈
八月御服刀とりあつかひ　丹波守吉道　明る十一年御上洛の御供し　同十三年
十月新に奉行ともなりて百石　同十九年七月乃成り中で御供し
慶安元年高松より御使相勤めし也　傑俊公御前御送　其後不住とをも
同二年十一月奉行と加へらる也　合百五十石　其後高松玉宮辺のまかりまちら

本宮の名を継せらるゝ也　宝永文七年四月職を許されし　延宝
七年十二月致仕して一入と号し　老年の科場に貞享元
年九月十二日七十六にて死去也　其子孝治　延宝
七年九月月俸の事にて百俵也家を継て　百五十石　元禄四年
十月より二十二年中にて死也　其子世由肯門孝政家と
継て　百五十石　洛中御帳元の職よりもの職に補せられ也　程なく
二百五十石の高となる　宝永保元年五月　世孝　大目付　乃御伝を願て常に
御側にて伺候す　御代継せすの初め御用達す　御目見
乃職を進て第々御小姓御小姓の役を勤る　年頃十五也

出せしハ仕ふる不堪すとて頻ニ辞しけれとも御免しなかりし
ゆへハ綿々たらされとも記録文書を以事上の御許し
蒙る事能ハすとて故ありて御免しなく強而年を経て
御小納戸なり 十石 亦上座として勤る事もあるにて其後御徒の地與
百石未満名云 字右となる 終の志しとなりしかとも其身の故ありて不論にて参る
再び家えの事なりしハ御宝を許して宝暦七年六月御暇し
と家の老養の料金子なとの事なりし 月俸 十口 藏小米附乃
如く御悪御の者として御例ニ本國にて帝ニ判庄して出合
せられ附とて御寡ニ退き申候と 御元へ見舞り

年来補佐乃功を感せられけるにや一家也教育のかし
来とともなり年積て七十九歳同十二年四月十六日卒し
くなる其子兵助乃家を継り寛保二年十二月月俸のまゝ
て古仕也其後月俸弐加恩也 十二口 父乃住居に依てなり
家跡継者 二百石 中軍の旗ありしが先祖乃隊に預り
寛保二年正月二年来の事小普請の事にて其所の
格に叙せらる其子弘人改明和七年十二月月俸のまゝ
古仕也其後小性より御小性頭小移せらる也寛政二年
正月四日父に先達て死し其年四十七歳なり

矢部

本國越前
家紋 三ッ鱗

藤原某 庄左衛門

道勤 六兵衛

某 六左衛門

女子 小池武左衛門某妻

某 朝比奈庄左衛門 後改望玄仙

某 段之進 早世
實和田壽庵某二男

政林 助九郎 助右衛門 甚左衛門
實黒川市郎兵衛隆亮三男

某 喜代次
小宅又左衛門某養子

道興 清介

某 理右衛門
宝永四年十一月自殺家断絶

某 平兵衛

道正 甚内 助左衛門 後岡山甚左衛門
致仕号太休
母熊谷十郎右衛門直吉女

道倫 助右衛門 甚左衛門 致仕号玄
母野田浅右衛門某女

政興 繁八郎
母大嵜荻右衛門某女

直喜 甚十郎
斎藤半助直賢養子

政肯 助九郎
母同政興

国立公文書館
National Archives of Japan

女子　大岩甚左衛門元忠妻

矢部　号山　附六兵衛道範

一左衛門藤原某ハ越前の國の人也蒲生下野守忠郷朝臣
の家人にて（二百石餘）のち其家の亡絶に及ひて元和元年紀伊国の人となりし相光寺の一説なりと云ふ忠郷
朝臣卒去して寛永四年
傑俊公に仕ふ（采地二百石）大阪長柄に於て同十二年
公の御供して上府し同九年十二月江府乃邸にて附従
も致仕す寛文四年乃後死して其子二人二男を六兵衛道
勤婿男清入道典又小注ぎ（百二十五石）職禄なりし死す其子利右
衛門某父小注ぎ（百石）宝永四年十月相続して長門と争論

乃弟有して其桐ノ馬今其趣ハ石誤也其始末而く其年
小而何なる事にや同十一月二日自害して失す 村越ヶ仕分落 乃后の事
六左衛門常原道節と云右衛門某か二男也兼直二年
並以公小姓(寛)て同右衛門の貢ト了如く也 月俸三十斛賜 寛文四年
三月別に一家を立つ 百石 元禄四年七月二十七日卒す其子
惠乃右衛門道正 後甚五兵衛と名字 元禄四年七月月俸の内にて百俵也
家を継く 百石 享保六年七月武藤氏の事により同九年
三月致仕して大伴と号し元養子科猶寛保元年
正月十二日卒す其子喜乃右衛門道備 享保五年三月月俸
すゑて百俵也其後右衛門なき也家を継く 百石 武
庫乃事により宝暦十二年十二月致仕して木工と号し
同十三年六月晦日六十二才にて卒す 道備初名和田彦右衛門
か二男隆道某と養子 寛保二年九月月俸の内にて百
俵也其後 庇公 天保公 乃西の小姓奉りなと也 年にて父に先立て
宝暦五年六月十四日廿七にて世を早ふし名は八郎右衛門隆充 一兩井某将
か三男後嗣と号す喜右衛門政林是之 宝暦八年十二月月俸
して百俵也家を継く 百石 継年の事により御作事の令と
なる天明元年四月世子乃傅となる也 後目右筆の格

叙せらる同六年正月十日故ありて（令三十右） 寛政四年十二月十四日
在邑の格に進て（猪也与也と云石の事となる） 始て殿様八所政元天保二年四月
世子の乃以例に石仕せしに同八月十六日年十八にて死せし也
二男某十郎去年元服茂庫去寅、（半分）の家を継ぎし三男助九郎
政省父の嗣となり寛政三年七月世子乃同小姓となる

三田

大十國大和
家紋五三ノ桐

藤原某　五兵衛　致仕号山入　祢平左衛門

某　五兵衛

女子二人　山田庄右衛門直道妻　月足郷左衛門秀朝妻

保福　殿右衛門　新左衛門　致仕号扶計　實ハ振來傳右衛門正勝三男

女子　水野九右衛門林安妻

保教　六郎　撫之介　致仕号退翁　母吉田歩介方清女

保迅　左治馬　新左衛門　母磯村吉兵衛吉暁女

女子　磯崎惣太左衛門某妻

某　左十郎　早世

保胤　新八　元之進　母後藤佐記右衛門正純女

三田

五兵衛藤原某ハ大和乃國の人なり寛永四年
傑俊公に仕ふ采地之百石の地御乃乞 百五十石 其後百石加へらる 合百八十石
慶安三年本幡の番となり寛文十二年致仕し山入と号し
元禄二年八月十六日死し其子五兵衛某父ハ後き 百三十石 延
宝五年九月山林乃奉と同し天和二年三月徒歩の番
となり其後職を許されし元禄十五年六月致仕して
元禄の料揚り宝永二年三月十六日死しぬ其子新兵衛
保福父に継ぎ 百石 實ハ根来二郎猪 作右衛門 の二男之保福

享保八年二月㦤役の者りを以同十二年十一月勘定乃
者り小進て　保福ハ勘定の者りと而来し其乃職計用立やう也事かなり
と而しの常は其家流ろ不同の月日江戸へ会参す有るまい
下裁の常いたきなと然ふ保福ても執政江右正道か中ゑを八正道大て然らせ
常とかぎり然る年はなし紀事之仰と然しやとすそ保福事か叶ひ八化る然ち也
有しとゝす正道仰成然し可る保福中もをるに請写へ下に高く第く御ゑとも
なる仍か右る年り二年中稲荷のとあへ年り常仰也其家かとも也ゑる年ないゑし八
去らず前してしゆ何はちまの年ちくとて正道へ常なか中しく八叶ひて五年と四ヶ年
去して高く分ゆ也とゆ何右とのの国之かしし常々仍出ゆ今とも也其年八延宝めゑ世と及り
中お、の年八ヶ月有とゆ保福乃れとて四ヶ月仕役とゑす年りことも也於本其ち七ヶ月か
るの年とも延宝也常四ヶ月分として一うる年りとへ八正道余々ヶ月常尚也也之保福は十五
隠りたるり盛せる為
江故ゆ起化みえへたり　大保職と許とも也延享四年八月致仕して
枚計てもちし為養の料のふ宝永元年二月六ち七十六ゑ
かしらく死す大学頭極之ゑ保教享保十七年五月章堂ふと

出雲乃北側ふ石仕也　出陽也とものふし海宮徳の
古小加へらる大学頭保凌出羽の守御用の家と称して本名信川
阿守大概本宮守乃今と称て宝暦六年六月卯月乃
職小ちとも也　稲妣へらる也大学頭となる　同九年九月職と許とも也安永三
年十二月病状仕して退着と為し老養の料給ひ七年
八月十七日六十七卒す大学頭乃子保近宝暦十二年
二月同役の今古仕也家と称して　八十二歳　安永四年十二月出役
乃者りとなり大保職と許とも也大学頭八保胤寛政七
年九月同役の今石仕もる

小野　本國伯耆　家紋左三巴

主水正隆男

藤原某　十右衛門

某　左太右衛門　徳左衛門

女子三人　佐倉治兵衛定政妻　杉村勘兵衛正時妻　小沢佐右衛門正房妻

政義　源之丞　善太夫　實高振加賀右衛門延貞二男

義比　沢右衛門　母中沢仁左衛門浩女

義久　佐太夫　兄義比養子

政置　瀬兵衛　善太夫　沢右衛門

女子　川崎久兵衛某妻

某　伊右衛門　早世　母吉田七兵衛某女

女子二人　高振甚五左衛門某妻　錦見鎌世某妻

義武　傳右衛門　致仕号自德　實貴志孫市某二男

義久　佐太夫　實義武二男

某　善太郎

女子二人　滝勘左エ門公道妻
大森忠大猶道妻

小野

十左衛門藤原某　某ハ主水正隆カ子元ハ関ニ長門守許ニ在
寛永四年十二月　傑僧ニ小仕進ス（二百五十石賜ス）同十二年中上洛
乃取使ト共ニ塔頭相府子なしとゐ　同十七年乃後病死也
其子徳左衛門某家と継ぎ（百二十石）右二郎の残中小作ト相府小移
ともしての治部様の居と共ニ其治職と許ニ宛行文
元年四月十九日死す　其子源兵衛門　改置家と継ぐ（百石）治
所来仕送り在官之の居と共に其後罪有て職と免ぜ
享保九年五月十二日病死也　其子右左文四郎寛之根

延貞 加賀谷右衛門 之二男也享保七年三月同役ニ而百石を賜ひ
家を継て 八十石 信敬君の来りより小姓頭并武庫の
事に拘はる事ありて元文五年正月職を辞せられ同九月
十四日死す此君ニ傳右衛門義武実ハ貴志某 孫六 之二男なり
家を継て 知行高は八十小姓頭なりの頃は合宝暦元年二月君 但宗乃来りより桑侍賞の職
及ひ小姓頭并の職を兼ね其後職を辞し天明七年九月
致仕して自傳と号し寛政三年料理にて寛政六年十二月
七十三歳にして死す此君ニ傳右衛門義剋天明二年
三月同役ニ入て百石を賜ひ家を継て 七十石 寛政二年八月
七十三日二十七歳にして死す此君ニ若太郎幼稚なりし故是にて合
并して嗣とす依之支義久と寛政二年十二月是を
職の如く遣して法ケ遣ひ其後とは職を遣す 六十石 其後但宗
乃来行しと云ふ

国立公文書館
National Archives of Japan